

天教総第469号
令和2年2月28日

保護者の皆様

徳之島町教育委員会教育長
天城町教育委員会教育長
伊仙町教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染防止に伴う臨時休業のお知らせ

学校の新型コロナウイルス感染防止策については、令和2年2月27日18時半に、安倍総理より全国の小中高等学校、特別支援学校に対して、臨時休業の要請がなされました。

政府の要請を受け、徳之島町、天城町、伊仙町においても三町で協議し、感染の拡大を防ぐため現在重要な時期にあり、何より児童生徒の健康と生命を守ることが最優先と考え、島内全ての小中学校を臨時休業とします。保護者の皆様へのお願いと今後の対応については、下記のとおりです。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年3月3日（火）から令和2年3月15日（日）まで

※ 3月2日（月）は通常登校です。給食を食べた後、児童生徒は下校します。

2 体調管理について

(1) 毎日、お子様の体調の状況を把握するため、朝晩の体温の測定を行ってください。もし、発熱等の症状がみられる場合は、まずは自宅で安静にするなどの健康観察を行ってください。

(2) 次の症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、徳之島保健所（0997-82-0149）に相談してください。

ア 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければ下がらない場合も同様）

イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

(3) 上記に該当する症状がある場合や医療機関において、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、学校まで御連絡ください。

3 臨時休業中の対応について

(1) 臨時休業中は子どもだけで過ごすことがないように、保護者の責任において健康・安全管理を行ってください。

(2) 臨時休業中は、自宅待機を原則とします。感染防止の観点から不要不急の外出を控えさせ、公共施設や商業施設、友人宅等に集まって複数人で過ごすことがないように御指導ください。

(3) やむをえず外出させる際は、人混みを避け、マスクの着用やこまめに手洗いうがいを行わせてください。

(4) 臨時休業中の学習課題等については、各学校からの指示に従ってください

(5) 卒業式等、今後開催予定の学校行事については、開催の有無や開催方式の工夫等について、三町で検討をしていきます。方針が決定し次第、各学校を通じて連絡します。

(6) 臨時休業中も学校は常時対応していますので、何かありましたら電話でお問い合わせください。